鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇**人委規則**　職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年七月九日

鳥取県人事委員会委員長　牧　山　正　幸

鳥取県人事委員会規則第十三号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「行なう」を「行う」に改め、「調整手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条第一項中「次の各号」を「次」に改め、同項第一号イ中「四百八十円」を「六百六十円」に改め、同号ロ中「七百二十円」を「九百九十円」に改め、同号ハ中「千八十円」を「千四百八十五円」に改め、同号ニ中「千四百四十円」を「千九百八十円」に改め、同項第二号イ中「四百十円」を「五百六十円」に改め、同号ロ中「六百十五円」を「八百四十円」に改め、同項第三号中「車賃又は」を「車賃の額又は」に改め、同号イ中「千七百円」を「二千八十円」に改め、同号ロ中「二千四百七十円」を「三千二百六十円」に改め、同号ハ中「四千四百八十円」を「五千九百十円」に改める。

別表第二その他の旅費の項中

「

条例第十六条に規定する航空賃	〃	その支払を証明するに足る書類

」を

「

条例第十六条に規定する航空賃	〃	その支払を証明するに足る書類（支出担当職員等が必要と認める場合に限る。）

」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第十八条関係）

第一区	第二区	第三区	第四区
一、九八〇円	二、一七五円	二、三七五円	二、五七〇円

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県　【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】